

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

岬町長

田代 堯

岬町条例第23号

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「、6月に支給する場合においては100分の227.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」に改める。

第2条 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の227.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。